

制定 平成 30 年 7 月 20 日温プ第 223 号
改正 令和 3 年 3 月 1 日温プ第 346 号

横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマーク使用に関する基本原則

横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマークの使用に際しては、下記に示す基本原則を遵守しなければなりません。

- 1 横浜カーボンオフセットプロジェクトの参加及びサポーターであることを証する目的と認められる範囲内で使用すること（使用期限：2022 年 3 月末日）。
- 2 大規模国際スポーツイベントの主催者及びその関連主体であると誤認・混同されるような使用方法でないこと。
- 3 大規模国際スポーツイベントの名称とともに使用しないこと。
- 4 営利目的（商品等の広告や寄付金の募集などを含む）で使用しないこと。
- 5 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的で使用しないこと。
- 6 法令及び公序良俗に反する目的、横浜市の信用または品位を害する目的、第三者の利益を害する目的及び反社会的であると認められる目的で使用しないこと。
- 7 ロゴマーク単独での使用は行わないこと。原則、「横浜カーボンオフセットプロジェクトに参加しています」「横浜カーボンオフセットプロジェクトを応援しています」の文言とともに使用すること。その際、縦 3cm×横 3cm 以上の大きさで使用すること。（図 1 参照）
- 8 使用に際しては、横浜カーボンオフセットプロジェクトロゴマーク使用申請書【様式 1】を事前に提出すること。
- 9 具体的な使用状況の可否については、横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課に事前確認を受けること。



横浜カーボンオフセット
プロジェクトに参加しています



横浜カーボンオフセット
プロジェクトに参加しています



横浜カーボンオフセット
プロジェクトを応援しています



横浜カーボンオフセット
プロジェクトを応援しています

図 1